

大阪府北部地震・平成30年台風第21号・第24号で被災した小規模事業者の皆様へ!!

大阪府・(公財)大阪産業振興機構

被災小規模事業者支援事業費助成金

- **事業継続のため実施する建物や設備の復旧の取組みに対し62,500円の助成金が出ます。**
 - ・復旧費合計75万円以上の事業が対象です。(保険給付などを除く自己負担額ベース)
 - ・助成事業の実施期間は、被災日まで遡及して申請することが可能です。
 - ・台風第21号又は第24号による被災復旧で本事業の採択を受けた事業者は、国の平成30年度補正予算小規模事業者持続化補助金「被災地域販路開拓支援事業」(補助額上限50万円、補助率2/3)への申請が可能となる予定です。
- **計画の作成や復旧事業の実施の際、商工会・商工会議所の指導・助言を受けられます**

《助成対象物件・助成対象経費の例》

①事業用の建物

- ・台風で被害のあった瓦屋根の修理工事
- ・地震で大きな被害を受けた店舗の建替工事
- ・ブルーシートの設置外注などの応急工事

②事業用の設備

- ・風水の吹き込みで被害を受けた店舗内装の新調工事
- ・浸水で使えなくなった業務用冷蔵庫の買い替え
- ・強風で横転した車両の修理(新規購入は運送事業者の運送用車両のみが対象)

③付帯工事

- ・被災した店舗の建て替えに伴う既存店舗の撤去費
- ・設備の復旧工事に伴うスペースの確保のための既存設備の移転

お問い合わせ先

大東商工会議所

電話:072-871-6511[9:30~12:00、13:00~17:00(土日祝日等を除く)]

〒574-0076 大阪府大東市曙町3-26

詳細は(公財)大阪産業振興機構のホームページでご確認ください。

<https://www.mydome.jp/topics/detail/849>

※詳細は(公財)大阪産業振興機構ホームページ掲載の公募要領等をご確認ください。

◆助成対象者

府内に主たる事業所等を有する小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用〕

- * 罹災証明書など被災を証明する書類(公的機関の証明)が必要です。
- * 府税に未納が無い旨を証明する納税証明等の提出が必要です。

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業(主な要件)

・助成事業計画に基づき、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む(事業支援計画書の作成を受けることができる)、府内における事業継続のために実施する、被災した事業用建物や設備の復旧事業

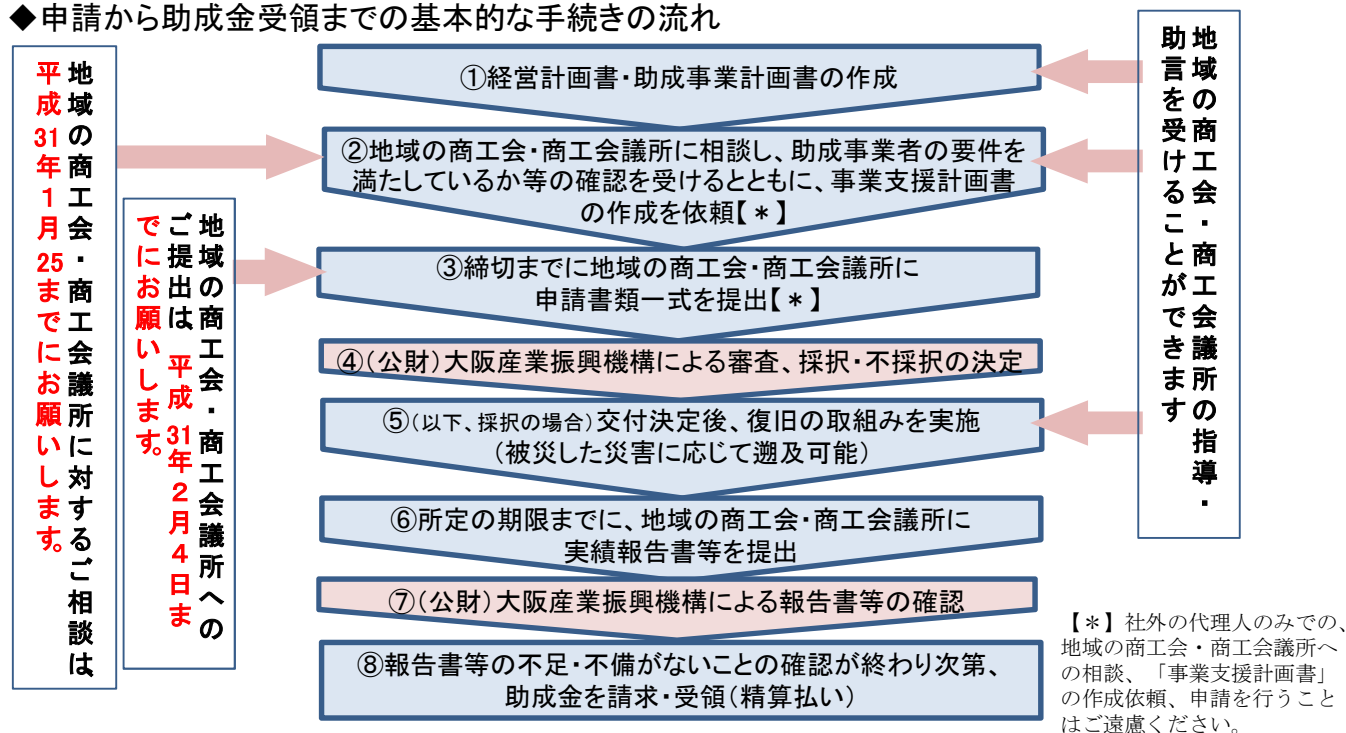
◆助成期間

・交付決定日から平成31年12月31日(火)まで(ただし、被災した災害に応じて、被災日まで遡及して申請することが可能です。)

◆助成額・助成基準額

- ・助成額 62,500円
- ・助成基準額 75万円(保険給付などを除く自己負担額ベース)
*実績がこれに満たなかった場合は、助成金はゼロで確定されます。)

◆申請から助成金受領までの基本的な手続きの流れ



◆手続きの期限等

1. 申請受付開始	平成31年1月15日(火)
2. 地域の商工会・商工会議所への相談締切(上記②)	平成31年1月25日(金)
3. 地域の商工会・商工会議所への申請書類一式の提出締切(上記③)	平成31年2月4日(月) 【ご持参願います】
4. 採択結果通知	平成31年3月中旬予定
5. 助成事業の実施期限	交付決定通知受領後から平成31年12月31日(火)まで(ただし、災害に応じて遡及して申請することが可能です。)